

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

改定 2019年8月23日

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本交響楽振興財団(以下「この法人」という)の定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等)

第3条 この法人は、定款第14条の規定に基づき、同条第1項に定める総額の範囲内で、評議員に報酬等を支給することができるものとする。

2 この法人は、定款第30条の規定に基づき、理事に報酬等を支給することができるものとし、その報酬等の限度額は、毎年総額25万円(税抜き)を超えないものとする。

3 この法人は、監事には報酬等を支給しないものとする。

### (報酬等の支給)

第4条 前条第1項及び第2項に定める報酬等は、理事又は評議員の理事会又は評議員会への出席の都度、謝金として1人1万円(税抜き)を支払うものとする。

### (企画委員会の謝金)

第5条 理事又は評議員が、定款第39条に規定する企画委員会の委員を委嘱されたときは、当該理事又は評議員の企画委員会への委員としての出席の都度、謝金として1人1万円(税抜き)を支払うものとする。

2 前項の謝金は、理事又は評議員に対する報酬等に含まれるものとする。この場合において、理事に対する謝金は、第3条第2項に規定する理事に対する報酬等の総額の範囲内で支給するものとし、評議員に対する報酬等は、定款第14条第1項に規定する評議員に対する報酬等の総額の範囲内で支給するものとする。

(費用)

第6条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって発生する交通費等を支給することができる。この費用については、役員及び評議員に対し、職務執行当日速やかに支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、この法人の設立の登記の日（平成22年12月1日）から施行する。

以上